

県1 J A化課題分析調査支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、J Aの経営基盤を強化し、農業者の所得向上を図るため、山梨県農業協同組合中央会（以下「中央会」という。）が行う県1 J Aに向けた課題の調査・分析に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の交付の対象等)

第2条 この補助金は、中央会に補助するものとし、補助対象経費は委託料、補助率は2分の1以内とする。

(補助金の交付申請)

第3条 山梨県農業協同組合中央会長（以下「中央会長」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、別に定める期日までに、知事に提出しなければならない。

2 中央会長は、前項の申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつその金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時に当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第4条 知事は、補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2号）により中央会長に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第5条 補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 中央会長は、補助金の交付申請前に県1 J Aに向けた検討組織を設置しなければならない。
- (2) 中央会長は、補助事業に要する経費又は補助事業の内容の変更（補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わないものを除く。）をしようとするときは、変更承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 中央会長は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、中止（廃

止) 承認申請書(様式第4号)を提出し、知事の承認を受けなければならない。

- (4) 中央会長は、補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(補助金の交付方法)

第6条 補助金は精算払いとする。ただし、知事は、必要があると認める場合には、中央会長に対し、概算払いにより交付することができる。

- 2 中央会長は、前項の規定により補助金の概算払いを受けようとするときは、概算払請求書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第7条 中央会長は、補助金の交付決定のあった年度の11月末日において、遂行状況報告書(様式第6号)を作成し、翌月15日までに知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項に定めるもののほか、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、中央会長に対して当該補助事業等の遂行状況報告を求めることができる。

(実績報告)

第8条 中央会長は、事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書(様式第7号)に必要関係書類を添えて、知事に報告しなければならない。

- 2 中央会長は、第3条第2項ただし書きの規定により交付の申請をしたときは、前項の実績報告書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額があり、その全額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- 3 知事は、前項の報告があった場合には、補助金に係る消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(額の確定)

第9条 知事は補助事業の完了又は廃止に係る実績報告を受けた場合においては、その報告に係る事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、中央会長に補助金の額の確定通知書(様式第9号)により通知するものとする。

(書類の保管)

第10条 中央会長は、補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかななければならない。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年7月11日から施行する。
- 2 この要綱は、令和2年3月31日限り、その効力を失う。
ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

番 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印

令和 年度県1JA化課題分析調査支援事業費補助金交付申請書

このことについて、別紙計画書のとおり実施したいので、県1JA化課題分析調査支援事業費補助金交付要綱第3条第1項の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

1 補助金交付申請額 金 円

2 事業の目的

3 事業の計画及びその内容

(1) 1JA化に向けた検討を行う組織（以下、検討組織という）の名称

(2) 検討組織の開催計画

(3) 課題分析調査の内容

(4) 委託予定先の名称

4 事業完了予定年月日

令和 年 月 日

5 収支予算

(1) 収入の部

単位：円

区分	本年度予算額	備考
県1JA化課題分析調査支援 事業費補助金		
自己負担額		
合計		

(2) 支出の部

単位：円

区分	本年度予算額	備考
県1JA化課題分析調査委託 事業		
合計		

6 添付書類

- (1) 検討組織の設置要領又は会則等組織の活動内容が分かるもの及び検討組織の名簿
- (2) 委託する内容が分かる書類（委託業務の実施計画等）
- (3) 委託先の見積書等その他必要な書類

番 号
令和 年 月 日

山梨県農業協同組合中央会長 殿

山梨県知事 印

令和 年度県1JA化課題分析調査支援事業費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった県1JA化課題分析調査支援事業費補助金については、同補助金交付要綱第4条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定しました。

1 補助金の交付の対象となる事業は、令和 年 月 日付け 番号
で申請のあった県1JA化課題分析調査支援事業費補助金交付申請書記載の
とおりとする。

2 補助事業に要する経費及び補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費 金 円

補助金の交付決定額 金 円

3 補助事業の期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

4 補助金の交付の条件は次のとおりとする。

(1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をする場合は、
あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、補助事業の目的の
達成に支障がなく補助金の増額を伴わない事業計画の細部の変更について
はこの限りではない。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けな
なければならない。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行
が困難となった場合は、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければ
ならない。

5 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

(1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。

ア 補助金を他の用途に使用したとき。

イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき。

エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき。

(2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて当該取り消しに係る部分に係る補助金の返還を命ずる。

(3) 交付決定の取り消しにより、補助金の返還を命ぜられたときは、補助金の受領の日からその命令に係る納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

(4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

6 補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。

7 補助事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から起算して一箇月を経過した日又は交付決定をした翌年度4月10日のいずれか早い期日までに、補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書に關係書類を添えて知事に報告しなければならない。

8 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して、5年間整備保管しておかなければならない。

番 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印

令和 年度県1JA化課題分析調査支援事業費補助金変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった県1JA化課題分析調査支援事業費補助金について、次の理由により事業内容を変更したいので、同補助金交付要綱第5条第1項第2号の規定により申請します。

1 変更の理由

2 変更の内容

※ 補助金の交付決定に係る事業の内容及び経費の額を、変更後の内容と容易に比較できるよう作成するものとし、経費の額の変更に係る部分については変更前を括弧書きで上段に、変更後を下段に記述すること。

番 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名

代表者名 印

令和 年度県1JA化課題分析調査支援事業費補助金中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった県1JA化課題分析調査支援事業費補助金について、次の理由により中止（廃止）したいので、同補助金交付要綱第5条第1項第3号の規定により承認申請します。

1 事業中止（廃止）の理由

※ 中止（廃止）の理由の根拠となる書類を添付すること。

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印

令和 年度県1JA化課題分析調査支援事業費補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった県1JA化課題分析調査支援事業費補助金について、同補助金交付要綱第6条第2項の規定により概算払を請求します。

1 概算払請求額 金 円

2 内訳

交付決定額 ①	既 交 付 額 ②	差 引 額 ①-②=③	今回概算請求額 ④	備 考

3 概算払請求の理由

4 支払方法 口座振替

金融機関名	預金種別	口座番号	口座名義・フリガナ
	普通 当座		

番 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者氏名 印

令和 年度県1JA化課題分析調査支援事業費補助金遂行状況報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知のあった県1JA化課題分析調査支援事業費補助金の遂行状況について同補助金交付要綱第7条第1項の規定により、次のとおり報告します。

総事業費 A	11月末日までに完了したもの		12月1日以降に実施するもの		備考
	事業費 B	出来高比率 (B/A)	事業費 (A-B)	事業完了予定年月日	
円	円	%	円		

- ※ 「事業費」は、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。
- ※ 事業の遂行状況が分かる資料を添付すること。

番 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印

令和 年度県1JA化課題分析調査支援事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号により交付決定のあった県1JA化課題分析調査支援事業費補助金について、次のとおり実施したので、同補助金交付要綱第8条第1項の規定により、関係書類を添えて報告します。

1 補助金の額 金 円

2 事業の目的

3 事業の実績及びその内容

(1) 1JA化に向けた検討を行う組織（以下、検討組織という）の名称

(2) 検討組織の開催実績

回

※開催年月日も記載すること

(3) 課題調査分析委託先の名称、代表者氏名及び委託年月日

4 事業完了年月日

令和 年 月 日

5 収支精算

(1) 収入の部

単位：円

区分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
県1JA化課題分析 調査支援事業費 補助金					
自己負担額					
合計					

(2) 支出の部

単位：円

区分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
県1JA化課題分析 調査委託事業					
合計					

6 添付書類

- (1) 検討組織の設置要領又は会則等組織の活動内容が分かるもの及び検討組織の名簿
- (2) 課題分析調査結果及び検討組織の活動状況が分かる書類
- (3) 委託先からの請求書等その他必要な書類

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印

令和 年度県1JA化課題分析調査支援事業費補助金の
仕入れに係る消費税等相当額報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった県1JA化課題分析
調査支援事業費補助金について、同補助金交付要綱第8条第2項の規定により報
告します。

1 補助金の額の確定額

金 円
(令和 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)

2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税相当額

金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税相当額

金 円

4 補助金返還相当額

金 円

※内訳が分かる資料その他参考となる資料を添付すること。

様式第9号

番 号
令和 年 月 日

山梨県農業協同組合中央会長 殿

山梨県知事 印

令和 年度県1JA化課題分析調査支援事業費補助金の
額の確定について（通知）

令和 年 月 日付け 第 号で実績報告のあった県1JA化課題分析調査支援事業費補助金については、同補助金交付要綱第9条第1項の規定により、次のとおり確定します。

確定額 金 円